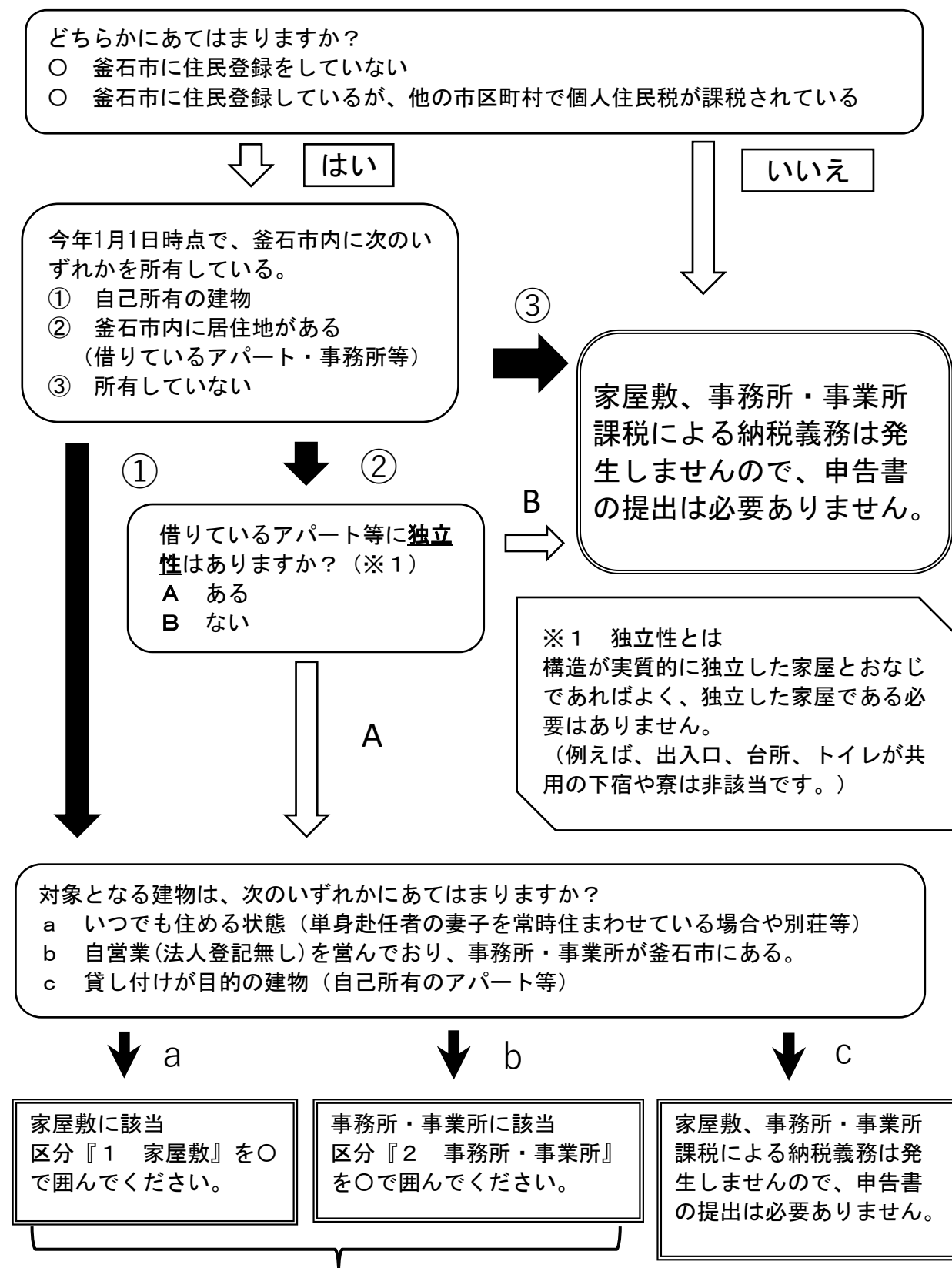


家屋敷、事務所・事業所課税区分フローチャート

区分欄のどれに該当するか、フローチャートに沿って進んでください。



家屋敷 (a)、事務所・事業所 (b) に該当した方

釜石市内で家屋敷、事務所・事業所に該当する建物を所有されている方で、前年中の合計所得額が一定額を超えている場合は、釜石市から個人市民税・県民税の均等割6,000円が課税となり、後日、納税通知書を送付します。